

宇治市特定乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例について

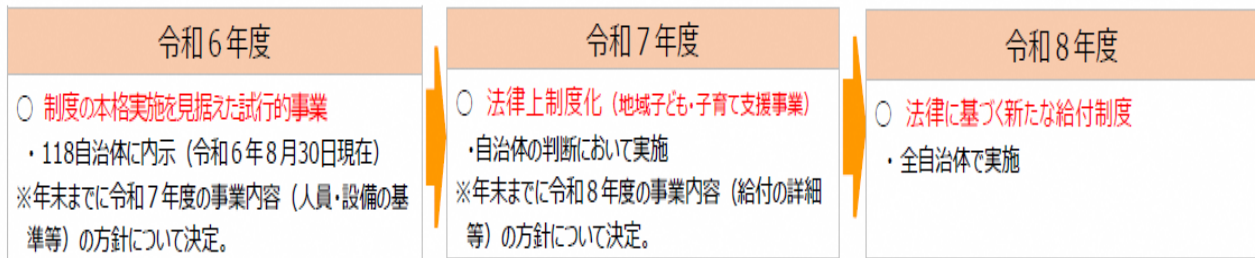
1 条例制定の趣旨

令和 6 年 7 月から試行実施してきた「こども誰でも通園制度」については、児童福祉法の改正により、令和 7 年 4 月から乳児等通園支援事業として位置づけられ、令和 8 年 4 月からは、本格実施に伴い支援給付が開始されます。

宇治市では、令和 7 年 3 月に乳児等通園支援事業の認可基準を定めるための条例を制定しました。

令和 8 年 4 月からは、乳児等通園支援事業の本格実施により、支援給付の対象となることから、事業者が給付を受けるための基準を定める条例を制定するものです。

【本格実施に向けたスケジュール】



2 乳児等通園支援事業の概要について

利用対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用料	こども 1 人につき 1 時間 3 0 0 円程度 (事業所が徴収)
利用方法等	事業所との直接契約 ※利用にあたっては、国総合支援システムを活用することを基本とする
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園等

